監 第 4 8 号 令和4年4月21日

今 治 市 長 徳 永 繁 樹 様 今治市議会議長 矢 野 雄 嗣 様

今治市監査委員 木 原 盛 展 同 越 智 豊

定期監査の結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく令和3年度の定期監査を、今治市監査基準に準拠して実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

- 1 監査の種類 定期監査
- 2 監査の対象 上下水道部 下水道業務課、下水道工務課

3 監査の期間及び監査を実施した監査委員等

監査の期間	監査を実施した監査委員等
令和3年10月21日~令和4年2月21日	木 原 盛 展・羽 藤 謙 司
令和4年2月21日~令和4年4月21日	木 原 盛 展・越 智 豊

4 監査の着眼点及び主な実施内容

令和2年度における上下水道部主管の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを着眼点とし、関係諸帳簿、書類及び支払証拠書類等の提出を求めるとともに、関係職員から説明を聴取するなどして監査を実施した。

5 監査の結果

監査を実施した結果、おおむね適正に処理されていたが、特に個別に改善を要する事項 は次のとおりである。

【公営企業会計】

(指摘)

- 1 電柱等の占用許可事務について、以下のような事例が見受けられたため、適正に事務処理 されたい。
 - ① 占用許可期限が切れ、更新手続をしていないもの
 - ② 占用料の算定に誤りがあるもの
 - ③ 納入通知書の発送遅延により、占用料が4月末日までに納付されていないもの
 - ④ 全物件について、占用許可期間を今治市下水道条例施行規則に定められた3年以内では なく5年としている
- 2 決裁文書において決裁印のないものや決裁権者でない者が押印しているものが見受けられたので、適正に事務処理されたい。
- 3 電話回線について、本来休止すべきではない回線を誤って休止し、回線復旧手続きを行っていたので、適切に事務処理されたい。
- 4 契約中の契約書について、原本の所在が不明となっていたので書類管理を徹底されたい。
- 5 未水洗化調査報告書を確認したところ、報告数値に誤りがあったので提出された報告書を 十分確認し、誤りがある場合は委託者に訂正させる等適切に事務処理されたい。
- 6 薬品管理において、毒劇物については在庫量の定期点検の実施及び正確に使用量を把握し 適正に管理されたい。
- 7 業務委託契約において、見積採用結果の公表がなされていなかったため、見積執行一覧表 を作成し、担当課の窓口において閲覧に供する等、契約課発出文書に沿って適正に対応され たい。
- 8 用品調達について、以下のような事例が見受けられたので、事務決裁規程及び契約課発出 文書に沿って適正に事務処理されたい。
 - ① 用品調達要求の決定の決裁区分が誤っているもの
 - ② 契約金額130万円以上の物品を納品した後で、検収調書を作成していなかったもの

(意見)

- 1 時期及び施工個所が近接した複数の類似の業務委託や維持修繕を同一業者に発注しているものが見受けられた。委託や修繕の内容を検討し、経費節減につながるものは一括発注によるなど合理的な発注に努められたい。
- 2 未水洗化調査において、巡回先では空き家や不在のみで住人に面会できず、大半が周知文 書も投函していなかったので、本事業の目的である下水道への接続推奨の周知の機会を増や す方法を検討されたい。
- 3 薬品管理において、長年使用実績のない薬品について、リスク管理の観点から廃棄等処分 を検討されたい。

【一般会計】

(意見)

1 自家用電気工作物保安管理業務委託に係る点検報告書の機器更新推奨年数を経過しているものについては、機器の状態を確認のうえ、交換するかどうかの判断内容を記録として残されたい。

【特別会計】

(指摘)

- 1 電柱等の占用許可事務、以下のような事例があったため、適正に事務処理されたい。
 - ① 提出依頼したが書類が見つからなかったもの
 - ② 調定手続及び納入通知書の発送が遅延しているもの
 - ③ 占用許可期限が切れ、更新手続をしていないもの
 - ④ 今治市下水道条例施行規則第 12 条には、占用許可の期間は3年以内と規定されているが、5年間としているもの
 - ⑤ 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項に基づく教示をしていないもの